

平成30年度

島尻特別支援学校寄宿舎入舎募集要項

1 方針

寄宿舎の入舎選考にあたっては、児童生徒が寄宿舎生活のなかで豊かな人間関係・自主性・生きる力を確かなものにするよう、個々の実態を総合的に考慮し、次の点を踏まえて実施する。

- (1) 選考は校長が定める所定の出願書類、面接を基にして行う。
- (2) 選考は入舎志願者が募集定員を超過するか否かにかかわらず行う。
- (3) 入舎期間は原則として1年間とする。

2 出願資格及び入舎条件として（寄宿舎運営規則より抜粋）

第4条（入舎経験年数）

入舎年数は原則として1年間とする。但し、入舎選考委員会で総合的に判断し必要と認める場合は複数年入舎することができる。

第8条（入舎対象）

入舎対象は、本校に在籍する小学部（5，6年）の児童、中・高等部の生徒とする（福祉施設入所者は除く）。

第9条（入舎選考方針及び入舎選考基準）

寄宿舎に入舎を希望する児童生徒の選考にあたっては、「より多くの児童生徒が寄宿舎での生活指導を受けられるようにする」、「高等部卒業後の自立、社会参加をめざす」の観点から、次の入舎選考基準を設け、総合的に判断する。

- 1 離島、遠隔地（スクールバス又は路線バスのバス停から離れた地域）のため通学が困難な児童生徒。
- 2 入舎未経験者で、且つ高学年の生徒。
- 3 教育的支援を必要とする児童生徒。
 - (1) 集団生活を通して、対人関係や自主性を育て、社会性を身につける。
 - (2) 個々の実態に応じた、基本的生活習慣の確立を図る。
 - (3) マナーやルール等の規範意識を養う。
 - (4) 卒業後の自立した生活を見通し、社会生活に適応できる力を養う。
- 4 保護者の疾病及び家庭の事情により、通学困難な状況にある児童生徒。
- 5 部分的な介助、または援助で集団生活を送れる児童生徒。
- 6 肢体不自由を主とする児童生徒の入舎については、施設設備上、入舎定員を男子1名、女子1名とする。
- 7 上記の1～6に該当する場合であっても、下記の事項に該当する場合には、生活全般での安全・健康管理などの対応等から慎重に検討し、総合的に入舎の可否を判断する。
 - (1) 医療的ケアが必要とされる児童生徒。
 - (2) 睡眠障害の著しい児童生徒。
 - (3) 疾病による食事療法や薬物管理が著しく困難な児童生徒。
 - (4) 集団生活において、自傷行為又は他の入舎生への危害及び施設に損害を与える児童生徒。
 - (5) 特に安全管理に配慮を要する児童生徒。（危険回避困難・傷病・校外飛出し等）
 - (6) 本人が入舎を強く拒否している児童生徒。
 - (7) 集団生活を送ることにより、精神的安定が損なわれると予想される児童生徒。

3 募集定員

- (1) 入舎定員は26名とする。
- (2) 入舎定員の男女の人数は募集状況によって決定する。

4 出願期間

- (1) 本校在學生(中学部3年生を除く)については、平成29年11月20日(月)～12月8日(金)とする。
- (2) 上記(1)以外の児童生徒に関しては、平成29年11月20日(月)～平成30年2月7日(水)までとする。

5 出願書類

- (1) 入舎申込書(学校所定の様式)【保護者記入】
- (2) プロフィール・フェイスシート【保護者記入】
(プロフィールI・フェイスシート寄宿舍用)
- (3) 入舎希望時の学級担任所見表(本校所定の様式)【学級担任記入】
※平成29年11月17日開催の入舎説明会より配布します。入舎説明会に参加できない場合は、学級担任を通して受け取って下さい。他校の児童生徒に関しては、寄宿舍より直接受け取ってください。(ホームページにも出願書類は掲載します)

6 出願書類受付

- (1) 本校在學生は、学級担任を通して行う。
- (2) 他校から本校に入学、転入、入学志願する児童生徒は、書類提出先が下記の通りになります。
 - ① 寄宿舍入舎出願書類のみ提出の場合
(平成29年11月20日(月)～平成30年2月7日(水) → 寄宿舍へ直接提出)
 - ② 高等部入試書類と一緒に提出の場合
(平成30年2月6日(火)～平成30年2月7日(水) → 高等部入試係へ提出)

※尚、本校高等部入学志願者については、「入試出願以前に入舎申し込みを済ませ、本校への入試出願がなかった場合」には、入舎申し込みは無効として扱う。

7 面接

- (1) 入舎を希望する児童生徒は、全員面接を行う。
- (2) 面接は保護者同伴で行う。
- (3) 本校高等部1年に入学志願する生徒については、入試終了後に行う。

8 入舎決定

- (1) 入舎生の決定は、選考委員会で選考した後、委員長である校長が行い、可否に関係なく全員に結果の通知を文書で行う。
- (2) 入舎決定した児童生徒の保護者には、入舎に必要な書類及び諸連絡事項について文書で通知する。

9 入舎手続きについて

(1) 入舎決定者は入舎式当日までに所定の手続きを完了すること。

10 帰宅及び閉舎について

- (1) 祝祭日及び土曜日、日曜日など休業日は、寄宿舍を閉舎し、休業日の前日に寄宿舍生は帰宅するものとする。なお、保護者等の生活居住地が現に離島にある者については、諸状況・条件を勘案し、その帰宅日の在り方について校長が決定する。
- (2) 以下の学校行事等の前日及び当日（振替休日を含む）
- ア. 運動会
 - イ. 卒業式（卒業学年のみ）
 - ウ. 終業式及び修了式（当日のみ）
 - エ. 修学旅行
 - オ. 学習発表会
 - カ. 宿泊学習
 - キ. 特別支援学校体育大会
- (3) 長期休業期間中（夏季・冬季・年度始・年度末）は、寄宿舍を閉舎する。
- (4) 台風及び地震などの災害時、その他校長が必要と判断したときは閉舎する。

11 保証人

寄宿舍運営規則で定められている保護者の対応ができない場合は、保証人が代行する。

12 その他

※ 募集要項についてのお問い合わせは、直接本校寄宿舍までご連絡ください。

〒 901-0411 沖縄県島尻郡八重瀬町字友寄160番地

☎ (098) 998-8240 FAX (098) 998-7655

沖縄県立島尻特別支援学校寄宿舍

担当教頭：仲本 邦也

寮務主任：瀬底 智樹

庶務係：長浜 達也

伊禮門 民枝

伊良皆 紀彦